

2013 年度海外制度調査

建設・工事に関する制度 (韓国)

2013年12月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

ソウル事務所

目次

I. 民間企業向け建設工事における外国企業の参入規制	1
1. 法的規制（商法、外国人事業法、建設業法）.....	1
2. 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無.....	1
3. 契約および施工に関する条件、規制、必要な資格.....	1
4. 各種規制の有無.....	1
(1) 現地に拠点を持たない非居住者が主契約者として現地工事業者に下請けを行う場合.....	1
(2) 期間限定のプロジェクトオフィス制度の有無、適用条件.....	2
(3) 非居住者が出張で作業を行うことを前提とした請負契約の締結可否、就労許可の取得方法.....	2
II. 民間企業向け工事、作業契約履行方法	3
1. 受注、履行のための現地拠点の種類、メリット・デメリット、設立手続.....	3
(1) 現地拠点の種類.....	3
(2) メリット、デメリット.....	3
(3) 設立手続（申請官庁・提出書類など）.....	4
<現地支店（支社）>.....	4
<現地法人>.....	7
<共通 - 事業者登録>.....	12
2. 受注、履行の際に外国企業に必要な資格・申告などの手続き.....	12
(1) 建設業の業種区分（総合建設業・専門建設業）.....	13
<総合建設業>.....	13
<専門建設業>.....	13
(2) 建設業登録.....	14
<建設業登録基準>.....	14
<提出書類（韓国企業の場合）>.....	22
<提出書類（外国企業の場合）>.....	23
III. 税制度	25
1. 海外企業の直接受注時に適用される税金の種類.....	25
2. 恒久的施設（Permanent Establishment：PE）認定の基準.....	27
3. 海外企業の直接受注時の納税手続き.....	28

IV. その他留意点・参考情報	29
1. EPA	29
2. 租税協定との整合性	29
3. 法改正の動き	29
V. 問い合わせ先リスト (名称、連絡先、ウェブサイト)	30
1. 関係官庁	30
■ 国土交通部 建設経済課	30
■ 国土交通部 建設技術政策課	30
■ 大韓貿易投資公社 (KOTRA) Invest Korea	30
■ 韓国産業人力公団	30
■ 法務部 出入国・外国人政策本部 「外国人総合案内センター」	30
■ 国税庁	31
2. 関係団体	31
■ 大韓建設協会	31
■ 韓国専門建設協会	31
■ 韓国建設技術人協会	31
別添 建設業の各業種および業種別業務内容	32
別添 1: 総合建設業の各業種と業種別業務内容	32
別添 2: 専門建設業の各業種と業種別業務内容	33

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 民間企業向け建設工事における外国企業の参入規制

1. 法的規制（商法、外国人事業法、建設業法）

民間企業向け建設工事への外国企業の参入規制は行われていない。ただし、外国企業が韓国内で建設工事を受注・遂行するために営業を行うには、韓国企業と同様に建設業登録を行う必要がある。加えて、外国企業の場合、「商法」第 614 条が定める韓国内営業場を設置する必要がある（「建設産業基本法」第 13 条 2 項）。

2. 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無

外国企業が韓国で民間企業向けの建設工事を受注・遂行するにあたり、法的な義務はない。また、外国で建設工事を受注するにあたり、現地企業をパートナーとしてプロジェクトに参加させ、共同で工事を行うといった制度は行われていない。

3. 契約および施工に関する条件、規制、必要な資格

建設業での各種建設工事は、自然環境、交通、商圈、人口の移動など、社会に与える影響が非常に大きい。そのため、一定の条件を満たす建設業者でなければ建設工事が遂行できない。外国企業が民間企業向け建設工事で契約および施工を行う場合、契約締結に関しては企業間取引となるため、民法上の抵触行為にならない。一方、施工は「建設基本産業法」により規定されるため、外国企業は韓国内に拠点を設置し、必ず「建設業登録」をしなければならない。¹

なお、「建設業登録」の条件と資格は、「II. 2. 受注、履行の際に企業として必要な資格・申告などの手続き」で説明する。

4. 各種規制の有無

(1) 現地に拠点を持たない非居住者が主契約者として現地工事業者に下請けを行う場合

外国企業が民間企業向けの建設工事を行う場合、契約を締結することは許容される。ただし、契約は建設工事の施工の契約ではなく、建設工事の企画、妥当性調査、分析、設計、調達、契約、施行管理、監理、評価または事後管理などの「建設事業管理（Construction Management : CM）」の主契約である。

施工にあたっては、必ず現地拠点を設置し、「建設業登録」をしなければならない（「2. (2)

¹ 「建設産業基本法施行令」第 13 条第 2 項

受注、履行の際に外国企業に必要な資格・申告などの手続き」参照)。

(2) 期間限定のプロジェクトオフィス制度の有無、適用条件

現在、建設業でプロジェクトオフィス制度は行われていない。

(3) 非居住者が出張で作業を行うことを前提とした請負契約の締結可否、就労許可の取得方法

民間企業向けの建設に関する契約は企業間取引であるため、非居住者の出張による作業が前提であっても、契約締結自体に法的規制は特にない。ただし、(1)同様、韓国建設業で工事や作業を行うには、韓国内での現地拠点設立と建設業登録が必須である。

なお、韓国内に建設業登録をした拠点がある場合、非居住者の出張による作業に対し、法的規制はないが、工事現場監督や工事専門技術者（建築工学者、経歴 10 年以上の熟練工など）以外の非専門職作業者は、「自国民の雇用侵害」と捉えられる恐れがあり、ビザの取得が難しくなる可能性がある。

II. 民間企業向け工事、作業契約履行方法

1. 受注、履行のための現地拠点の種類、メリット・デメリット、設立手続

(1) 現地拠点の種類

海外に本拠を置く外国人または外国法人が韓国内で建設業登録をする際には、韓国内に現地拠点を設置し、登記をしなければならない²（「建設産業基本法施行令」第13条2項）。

外国人または外国企業が韓国内で建設業の営業活動を行うための現地拠点の種類には「現地支店（支社）」と「現地法人」があり、それぞれ関連法律、業務範囲、納税義務などが異なる。

現地支店と現地法人の特徴を以下の通りまとめた。

図表 1. 現地拠点の種類

分類	現地支店	現地法人
法人の種類	・外国法人（外国法人の支店）	・内国法人（外国法人の子会社）
関連法律	・外国換取引法（外国換去来法） ³	・外国人投資促進法
登録・申請	・外国企業国内支社設置申告 ・登記および事業者登録	・外国人投資申告 ・登記および事業者登録 ・外国人投資企業登録
業務範囲	・韓国内での営業活動が可能	・韓国内での営業活動が可能
会計・決算	・外国本社と一体	・独立会計・決算
投資額制限	・制限なし	・最低：1件当たり1億ウォン ・最大：制限なし
納税義務	・制限的納税義務（韓国内源泉所得の法人税）	・無制限的納税義務（内国法人の海外での所得を含む）
法人税率	・2億ウォン以下：10% ・200億ウォン以下：20% ・200億ウォン超過：22% 国内源泉所得に限る	・2億ウォン以下：10% ・200億ウォン以下：20% ・200億ウォン超過：22%

出所：大韓貿易投資公社（KOTRA）「外国人における法人設立案内」（2013.1配布）をもとに作成

(2) メリット、デメリット

通常、韓国に現地拠点を設立する海外企業の大半は「現地法人」の形態を選択する。現

² 商法第614条の規定による

³ 「外国換去来法」（施行 2012. 3. 21）

地支店と比較し、現地法人の方が資金調達、税制優待、現地派遣の従業員のビザ取得など、企業活動における様々な面でメリットを有しているためである。

なお、拠点の種類ごとのメリット・デメリットは状況によって変わる可能性もある。本調査報告書では、一般的な現地支店と現地法人のメリット、デメリットを以下に示す。

図表 2. 拠点の種類とメリット、デメリット

分類	現地支店（支社）	現地法人
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社の支社と同等である ⇒ 本社に適用される法律が適用される ⇒ 会計・決算基準が同一である ・ 主要契約事項は本社名義で締結する ⇒ 本社からの統制が容易である ・ 別途の資本出資が不要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外本社から独立した法人（現地法律により設立） ⇒ 独自の営業活動が可能である ⇒ 韓国内企業信頼度（金融、資金調達）の面で有利である ・ 現地市況に合わせ、直接契約を締結できる ⇒ 経営判断の迅速性および効率性が高い ・ 帰責事由が発生しても、本社に責任が転嫁されない ・ 公共事業入札の際に有利である ・ 外国投資促進法による税制優待を受けられる⁴
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支社業務の帰責が発生した場合、法的責任が海外の本社に転嫁され、本社が責任を負わなければならない ・ 契約における承認が本社で行われる（経営判断の迅速性および柔軟性の欠如） ・ 税制優待対象にならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低1億ウォンの資本出資が必要である ・ 帰責事由が発生時、現地法人が無限責任を負担する ・ 株式会社設立の際、現地支店より複雑な手続が必要である

出所：大韓貿易投資公社（KOTRA）「外国人における法人設立案内」（2013.1 配布）をもとに作成

(3) 設立手続（申請官庁・提出書類など）

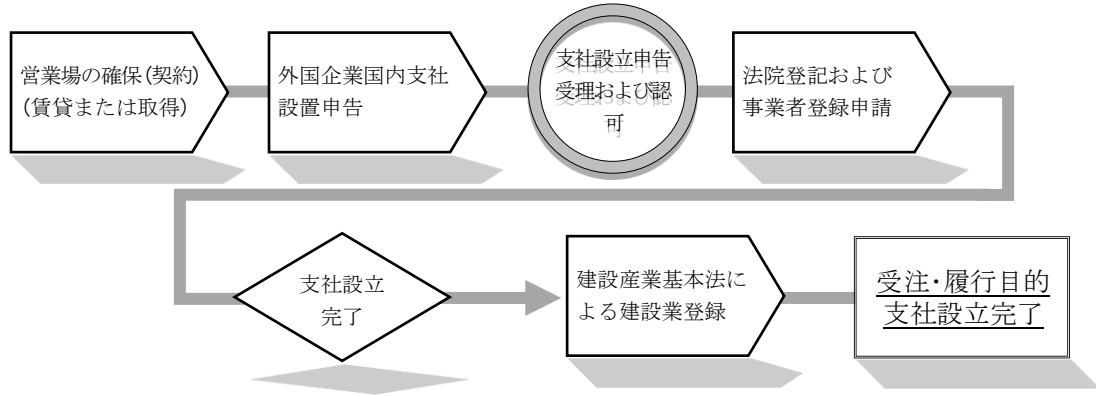
< 現地支店（支社） >

外国企業が韓国内に支店を設置する場合には、「外国企業国内支社設置申告」、「法院登記」、「事業者登録」が必要である（企画財政部告示「外国換取引規定 第9-33条（設置申告および変更等）」）。その後、建設業の受注・履行のための「建設業登録」が必要である

なお、現地支店設立プロセスは以下の通りである。

⁴ ただし、業種、地域により異なる

図表 3. 受注・履行のための現地支社設立プロセス



出所：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）「外国人のための法人設立案内」（2013. 1 配布）をもとに作成

図表 4. 「支社」設立の「外国企業支社設置申告」および「登記」の詳細

区分		内容
外国企業 国内支社 設置申告	申請先	・申請者が指定した外国換取引銀行
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（韓国内業務範囲と業務内容に関する明細） ・本社の定款（本社所在地での公証済みのもの） ・韓国内支社長任命状 ・支社長の身分証明書（パスポート、外国人登録証または住民登録証） ・理事会決議書（外国法人が韓国に支社を設置する旨の議事録） 支社設置業務を他人に委任する場合 ・本社所在地での公証済みの委任状
登記	申請先	・各法院登記所
	登記期間	・営業所設置日から3週間以内 （韓国内の外国換取引銀行で「外国企業国内支社設置申告書」の交付日から起算）
	登記申請人	・韓国内の代表者（支社長）が外国会社を代表して登記を申請 ⁵ する
	登記事項 ⁶	<ul style="list-style-type: none"> ・外国会社の登記は、韓国において設立されている同種の会社または最も類似する会社の支店と同様の事項を登記 ・会社設立の準拠法 ・韓国での代表者の姓名と住所 ・会社の設立年月日 ・営業所を設置した目的とその年月日
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・外国本社の存在を証明できる書面（日本の場合、法人登記簿謄本） ・韓国内営業所の所在地 ・韓国内代表者の資格を証明できる書面（任命状、株主総会議事録、理事会決議書など） ・本社の定款（本社所在地での公証済みのもの）

出所：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）「外国人のための法人設立案内」（2013.1 配布）をもとに作成

⁵ 「商業登記法第」第 111 条

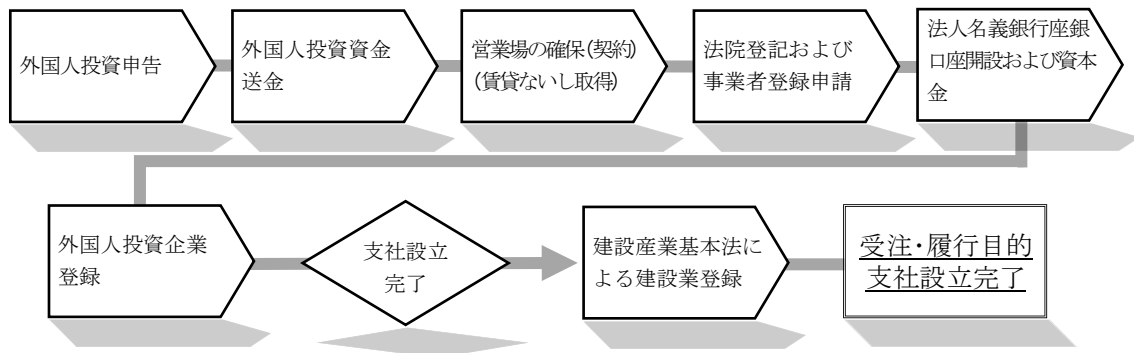
⁶ 「商法」第 614 条の第 2 項、第 3 項

<現地法人>

外国企業が韓国に現地法人を設立するには、「外国人投資申告」、「法院登記」、「事業者登録」、「外国人投資企業登録」が必要である（「外国人投資促進法」に）。その後、支社設立と同様、「建設業登録」をすることで、韓国での合法的な建設業の受注・履行が可能になる。

現地法人の設立プロセスは、以下の通りである。

図表 5. 受注・履行のための現地法人設立プロセス



出所：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）「外国人のための法人設立案内」（2013.1 配布）をもとに作成

「外国人投資申告」は、投資の形態（「新株・出捐」や「既存株取得」、「合併」など）により、内容と提出書類が多少異なる。

各投資形態別の外国人投資申告の対象と提出書類は以下の通りである。

図表 6. 外国登録申告の内容および提出書類

区分		内容
外国人投資申告	申請先	<ul style="list-style-type: none"> ・ KOTRA または KOTRA 海外投資拠点（KBC） ・ 韓国内銀行本店・支店または外国銀行の韓国内支店
	新株・出捐	<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人・外国会社が単独または韓国内人と合併し、新法人を設立する場合 ・ 韓国内企業の有償増資に参加する場合 ・ 外国人（個人）が韓国内で個人事業を経営する場合 ・ 非営利法人に出捐する場合 <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新株または出捐方式による外国人投資申告書」2 通 ・ 外国人のパスポート（個人）、法人登記簿謄本（法人） <p>※必要に応じての追加書類（該当事項がある場合に限る）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権などの価格評価証明書類 ・支店または連絡事務所、法人の清算による残余財産証明書類 ・借款やその他海外からの借入金の償還額証明書類 ・外国有価証券市場の上場法人株式証明書類（法人） ・外国人が所有する株式証明書類（個人） ・出資しようとする韓国内不動産における資本取引申告証明書（必証） ・外国人投資促進法または外国為替取引法により、所有する株式または不動産の処分代金であることを証明する書類 ・非営利法人への出捐を証明する書類
	既存株式取得	<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場法人の株式を韓国の株主から 10%以上、直接取得する場合 ・上場法人の株式を 10%以上取得する場合 <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「既存株式などの取得における外国人投資申告書」2通 ・外国人のパスポート（個人）、法人登記簿謄本（法人） ・外国人投資家の国籍証明書、譲受人と特殊な関係にある者（特殊関係者）であるかどうかを確認できる書類（譲受人が複数である場合） ・その他、出資の目的物の明細を記載した書類（該当する場合に限る） <ul style="list-style-type: none"> - 支店または事務所、法人の清算手続き終了後に残った残余財産を証明する書類 - 金銭の貸付やその他海外からの借入金の返済額を証明する書類 - 外国有価証券市場に上場または登録された外国法人の株式であることを証明する書類 - 外国人投資促進法または外国為替取引法に基づき、外国人が保有している株式であることを証明する書類 ・外国人投資促進法または外国為替取引法により所有する株式または不動産の処分代金であることを証明する書類
外国人投資申告	合併	<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当外国人投資企業が準備金と再評価積立金、その他法令による積立金を資本に組み入れて新株を発行し、外国人投資家はその株式を取得する場合 ・外国人投資家が該当外国人投資企業と他の企業との合併、株式交換・株式移転および企業分割を行う際に保有していた株式などにより、存続会社または新設会社の株式を取得する場合 ・外国人が外国人投資企業の株式などを外国人投資家から購入、相続、有償増資または贈与によって取得した場合 ・外国人投資家が法により取得した株式などから得る配当、出資によって株式などを取得した場合 ・外国人投資家が転換社債、交換社債、株式預託証書、その他それに類似したものを株式などに転換、引受または交換する場合 <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式または持分の取得申告書 2部（代理申告の際は委任状を含む） ・外国人のパスポート（個人）、法人登記簿謄本（法人） ・株式取得を証明する書類（法人登記簿謄本および株主総会決議通知書、理事会決議通知書など）

出所：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）「Invest Korea!」ウェブサイト⁷をもとに作成

⁷ <http://www.investkorea.org/ikwork/iko/jpn/cont/contents.jsp?code=104040105>

外国人投資申告を終え、投資資金と営業場を確保した後、法人登記の手続を行う必要がある。なお、外国人投資による法人設立の大半は株式会社である。株式会社の形態には以下2つの形態がある。

発起設立： 会社設立に際して発行される株式の総数を発起人が引受ける

募集設立： 株式の一部のみを引受け、残余の株式は発起人以外から募集する

図表 7. 株式会社設立時の提出書類

区分		内容
登記	申請先	・各法院登記所
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社設立登記申請書 ・定款（資本金が10億ウォン以上の場合には、公証済みのもの） ・株式の引受けを証する書面 ・株式申込書（募集設立の場合） ・株式発行事項に関する同意書 ・創立総会召集期間短縮の同意書 ・創立総会議事録（資本金が10億ウォン以上の場合には、公証済みのもの） ・取締役会議事録（資本金が10億ウォン以上の場合には、公証済みのもの） ・株式払込金保管証明書 ・設立時取締役、設立時監査役または監査委員会の調査報告書 ・外国人投資申告済証 ・役員の就任承諾書 <ul style="list-style-type: none"> ①韓国国籍者：捺印した印鑑の印鑑証明書、住民登録謄本を添付 ②外国人：就任する役員の氏名および住所を証する書面（公証済みのもの）の原本、パスポート ・印鑑届出書 ・翻訳文（役員の就任承諾書など、必須書面が外国語で作成されている場合） ・登録税納付確認書（本店所在地の区役所税務課で告知書を発行） ・大法院（最高裁判所）収入証紙 ・委任状（代理人が申請する場合に限る） ・法人印鑑 <p>現物出資など、変態設立事項がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産引継書（現物出資の場合） ・公証人の変態設立事項報告書 ・鑑定人の鑑定書（公証済みのもの） ・検査役の調査報告書謄本

出所：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）「Invest Korea!」ウェブサイトをもとに作成

なお、上記表の書類のうち、投資主体（外国人・外国法人）が、本国で準備する必要がある書類は以下の通りである。

図表 8. 本国で準備する必要がある書類

区分		内容
個人投資者	法人 印鑑申告書	・ 個人印鑑捺印欄に、設立される法人の代表理事個人の印を捺印または署名後、公証（印鑑証明制度がない場合）
	就任承諾書 印鑑証明書	・ 設立される法人の役員に就任する全員について必要である - 就任承諾書に捺印後、印鑑証明書を添付する
	住民登録証明 (代表理事のみ)	・ 就任承諾書に添付する - 住民登録抄本または住民票
	委任状	・ 外国人投資申告業務などを委任する場合 - 委任状に印鑑を捺印後、印鑑証明書を添付する
	パスポート	・ コピー提出
個人投資者	法人登記簿謄本	・ : 法人登記簿謄本 1 通
	法人印鑑申告書 (設立予定法人)	・ 個人印捺印欄に、設立される法人の代表理事個人の印を捺印または署名後、公証（印鑑証明制度がない場合）
	就任承諾書 印鑑証明書	・ 設立される法人の役員に就任する全員について必要である - 就任承諾書に捺印後、印鑑証明書を添付する
	住民登録証明 (代表理事のみ)	・ 就任承諾書に添付する - 住民登録抄本または住民票
	委任状	・ 外国人投資申告業務などを委任する場合 - 委任状に捺印後、印鑑証明書を添付する
	パスポート	・ コピー提出

出所：大韓貿易投資振興公社（KOTRA）「Invest Korea!」ウェブサイト）

参考 — 創業手続簡素化、資本金総額 10 億ウォン未満の小規模企業の特例

- ・ 定款公証免除
- ・ 議事録公証免除
- ・ 金融機関より発行される残高証明書にて株金納入保管証明書を代替可能
- ・ 株主総会の電子投票制導入
- ・ 小規模企業を発起設立する場合、定款公証の義務免除
- ・ 株主総会招集手続の簡素化
 - ⇒ 株主全員の同意により、招集手続簡素化許容
 - ⇒ 書面での株主総会決議許容
- ・ 監査選任義務免除
 - ⇒ ただし、監査を選任した場合には、登記をしなければならない
- ・ 理事人数 3 人未満も可能
- ・ 理事人数が 2 名の場合、理事会制度廃止
- ・ 理事が 2 名の場合
 - ⇒ ただし、定款により代表理事を任命した場合には、代表理事が会社を代表する
 - ⇒ 理事会の機能を株主総会や各理事（または代表理事）が担当
 - ⇒ 譲渡制限株式を譲渡する際の承認、株式買収選択権取消、競業禁止・理事の自己取引承認、新株発行決定、転換社債・新株引受権付社債の発行決定、準備金の資本転入、中間配当など、経営決定における権限を既存には理事会が有していたが、現在では株主総会にて決定可能
- ・ 「類似商号登記規制」廃止

< 共通 - 事業者登録 >

支店、現地法人、いずれも上記の手続後、管轄税務署で事業場登録を申請しなければならない。

事業者登録時の提出書類は以下の通りである。

図表 9. 事業登録時提出書類

区分		内容
申請官庁		・ 営業所在地の管轄税務署
提出書類	個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者登録申請書 1 通 ・ 営業場の不動産登記簿謄本または不動産賃貸借契約書 ・ 営業申告証明書 <ul style="list-style-type: none"> - 申告前の場合：営業申告申請書または事業計画書 ・ 同業契約書（共同事業者の場合） <p>※在外国民または韓国国籍を持たない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パスポートまたは外国人登録証 ・ 韓国内に駐在していない場合：「納税管理人設定申告書」を提出する
	外国法人の 韓国内事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立申告 1 通 ・ 事業者登録申請書 1 通 ・ 韓国内事業場を取得した日の貸借対照表 (B/S) 1 通 ・ 海外本社の登記に関する書類 ・ 定款写本 1 通 ・ 許可（登録・申告）証の写本 <ul style="list-style-type: none"> - 許可（登録・申告）前の場合、同申請書の写本または事業計画書

出所：韓国国税庁ホームページ「事業者登録案内⁸」

2. 受注、履行の際に外国企業に必要な資格・申告などの手続き

韓国内での建設業の受注、履行、施工を行うには、企業の国籍を問わず「建設産業基本法」による「建設業」の登録が必要である。さらに、外国企業の建設業登録に関する内容を定めている「建設産業基本法」第 13 条第 2 項に基づき、韓国内営業所の設立が必須である。

⁸ http://www.nts.go.kr/info/info_01_01.asp

(1) 建設業の業種区分（総合建設業・専門建設業）

建設業は大きく以下のように分類される（「建設産業基本法施行令」第7条⁹）。それぞれ、登録条件、必要資格、手続などが異なる。

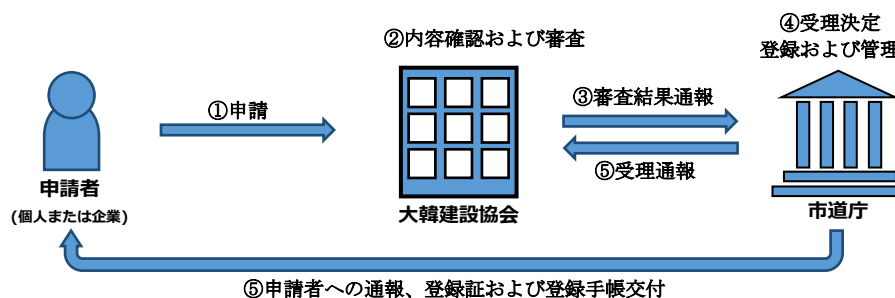
「総合工事を施工する業種」（以下、総合建設業）（5種に細分化）

「専門工事を施工する業種」（以下、専門建設業）（29種に細分化）

<総合建設業>

「建設における総合的な計画、管理および調整を行いながら、施設を施工する建設工事¹⁰」を行う業種で、「建設産業基本法施行令」では、5種の業種を総合建設業と定めている。総合建設業の建設業登録は、営業場所在地の大韓建設協会の支所や事務所に申請書と関連書類を提出すれば、登録基準や添付書類による書面審査と、企業診断および実際確認などが行われ、申請後20日以内に審査と登録証が交付される。

図表 10. 総合建設業の建設業登録プロセス



出所：大韓建設協会「総合建設業登録案内」（2012.12.18配布）をもとに作成

なお、「建設産業基本法施行令」が定める総合建設業の業種区分と業務内容は、本報告書文末の別添1の通りである。

<専門建設業>

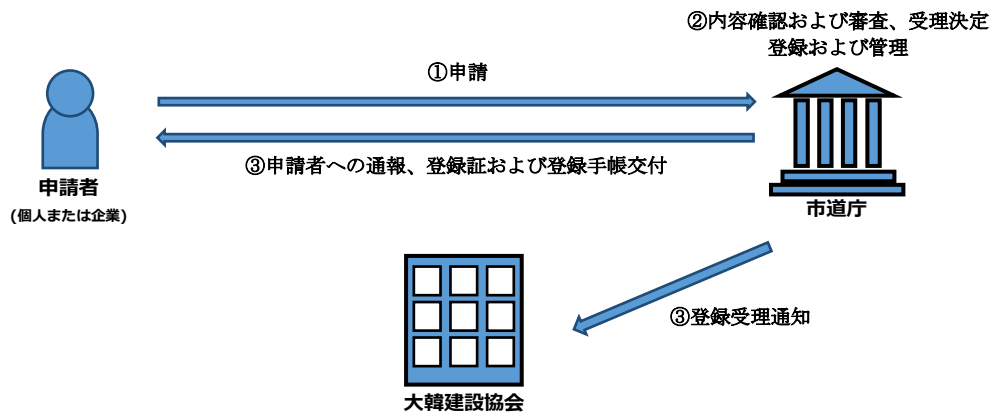
「施設物の一部または専門分野に関連した建設工事¹¹」を行う建設業である。専門建設業の建設業登録の場合、総合建設業と異なり、協会ではなく、営業所在地の管轄役所に申請書と関連書類を直接提出する。登録基準や添付書類による書面審査と企業診断および実際確認などが行われ、申請後20日以内に審査と登録証が交付される。

⁹ 「建設産業基本法施行令」第7条が定める[別表1]のもの（改正2012.2.2）

¹⁰ 「建設産業基本法」第2条第5号

¹¹ 「建設産業基本法」第2条第6号

図表 11. 専門建設業の建設業登録プロセス



出所：「建設産業基本法施行規則」[書式 1]建設業登録申請書をもとに作成

なお、「建設産業基本法施行令」が定める専門建設業の業種区分と業務内容は、本報告書文末の別添 2 の通りである。

(2) 建設業登録

<建設業登録基準>

建設業登録基準は、各業種に求められる技術能力（人員、資格など）、資本金（個人の場合は営業用資産評価額）、施設装備の条件を満たさなければならない。

外国企業が受注・履行のために現地拠点を設立する目的で建設業登録を登録する場合、基本的に韓国の国内企業と同じ手続を行う必要がある。ただし、建設技術者の保有と資格取得に関して、外国の資格や経歴が認められている。そのため、書類提出と手続きが、韓国の国内企業とは多少異なる。

図表 12. 建設業登録基準

業種区分	技術能力	資本金 ¹²	施設・装備
総合建設業			
土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設技術管理法」による土木分野の「土木技師」または同分野の「中級技術者」以上の者2人を含む6人以上の土木分野の建設技術者 ※上記条件の「土木技師」や「中級技術者」を除く、その他の土木分野建設技術者4人のうち1人は、「機械分野」または「安全管理分野」の建設技術者で代替できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：7億ウォン以上 ・個人：14億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室
建築工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設技術管理法」による建築分野の「建築技師」または同分野の「中級技術者」以上の者2人を含む5人以上の建設分野の建設技術者 ※上記条件の「建築技師」や「中級技術者」を除く、その他の建築分野建設技術者3人のうち1人は、「機械分野」または「安全管理分野」の建設技術者で代替できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：5億ウォン以上 ・個人：10億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室
産業 ・ 環境設備 工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業技師」または「建設技術管理法」による「初級技術者」が12人以上であり、そのうち、機械、金属、火工およびセラミック、電気、電子、通信、土木、建築、鉱業資源、情報処理、国土開発、エネルギー、安全管理、環境、産業応用分野の技術者としての「技師」、または「建設管理法」による「中級技術者」以上の者を6人含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：12億ウォン以上 ・個人：24億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室
造景工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・造景分野の建設技術者4人以上であり、そのうち「建設技術管理法」による国土開発分野の「造景技師」または造景分野の「中級技術者」以上の者を2人含む ・「建設技術管理法」による土木分野の建設技術者1人以上 ・「建設技術管理法」による建築分野の建設技術者1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：7億ウォン以上 ・個人：14億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室

¹² 個人事業主の場合、「営業用資産評価額」

土木建築 工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の技術者を含む建設技術者 11人以上 <ul style="list-style-type: none"> - 「建設技術管理法」による土木分野の「土木技師」または同分野の「中級技術者」以上の者 2人を含む 5人以上の土木分野の建設技術者 - 「建設技術管理法」による建築分野の「建築技師」または同分野の「中級技術者」以上の者 2人を含む 5人以上の建設分野の建設技術者 <p>※上記条件の「土木技師」や「建築技師」、「中級技術者」を除く、その他の土木または建築分野の建設技術者のうち 1人は、「機械分野」または「安全管理分野」の建設技術者で代替できる</p> <p>※土木建築工事業を登録した者が「水の再利用促進および支援に関する法律」第 2 条第 7 号による「下・廃水処理水再利用施設」を施工する場合、同施工の「土木技師」1人を備える基準を満たしたものと認められる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：12 億ウォン以上 ・個人：24 億ウォン以上 	・事務室
専門建設業			
室内建築 工事業	・「建設技術管理法」による建築分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室
土工事業	・「建設技術管理法」による土木分野、化学類管理分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室
左官・防水・ 組積 工事業	・「建設技術管理法」による土木分野、建築分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室
石工事業	・「建設技術管理法」による土木分野、建築分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室
塗装工事業	・「建設技術管理法」による土木分野、建築分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室
足場 ・ 構造物解体 工事業	・「建設技術管理法」による土木分野、化学類管理分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室
金属構造物 ・ 建具 工事業	・「建設技術管理法」による土木分野、建築分野、機械分野の建設技術者、または、「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含むこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室
屋根板金 ・ 建築物組立	・「建設技術管理法」による土木分野、建築分野、機械分野の建設技術者、または、「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：2 億ウォン以上 ・個人：2 億ウォン以上 	・事務室

工事業			
鉄筋 コンクリート 工事業	・「建設技術管理法」による土木分野、建築分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	・法人：2億ウォン以上 ・個人：2億ウォン以上	・事務室
機械設備 工事業	・「建設技術管理法」による建築分野、機械分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	・法人：2億ウォン以上 ・個人：2億ウォン以上	・事務室
上・下水道 設備 工事業	・「建設技術管理法」による建築分野、機械分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む	・法人：2億ウォン以上 ・個人：2億ウォン以上	・事務室
ボーリング ・ グラウト 工事業	・「建設技術管理法」による土木分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者のうち、2人以上を含む ※土木分野の建設技術者は、「応用地質技術者」で代替できる	・法人：2億ウォン以上 ・個人：2億ウォン以上	・事務室
鉄道・軌道 工事業	・「建設技術管理法」による土木分野の「土木技師」、「鉄道保線技師」または同分野の「中級技術者」の1人以上を含む2人以上の建設技術者 ・「建設技術管理法」による機械分野の建設技術者1人以上 ・「国家技術資格法」による関連種目の技術取得者を2人以上。そのうち、「電気」・「ガス」・「特殊」溶接技能士の1人以上を含む	・法人：3億ウォン以上 ・個人：6億ウォン以上	・事務室 ・モーターカー1台以上 (牽引力25t以上) ・トロリー4台以上 (積載荷重10t以上) ・タイタンパー2台以上 ・レールを連結する特殊溶接設備 (Flash Butt 溶接、ガス圧接のうち、1組以上) ・揚路機 ¹³ 1台以上
包装工事業	・「建設技術管理法」による土木分野の建設技術者1人以上 ・「国家技術資格法」による関連種目の技術取得者を2人以上	・法人：3億ウォン以上 ・個人：6億ウォン以上	・事務室
水中工事業	・「国家技術資格法」による「潜水産業技師」または「潜水技能士」1人以上 ・「建設技術管理法」による土木分野、機械分野の「土木技師」、「鉄道保線技師」または同分野の「中級技術者」の1人以上を含む2人以上の建設技術者	・法人：2億ウォン以上 ・個人：2億ウォン以上	・事務室 ・スキューバー装備5セット以上 ・潜水ヘルメット2セット以上 (KMB、または、Super Lite-17) ・エアコンプレッサー2台以上 ・水上および水中通話機2セット以上 ・命綱2セット以上 (低圧空気ホース、水深計ホース、通話用の電線それぞれ200m以上)

¹³ タンピングユニット。マルチプルタイタンパー作業を行う前、軌道を整備する装備

造景植栽 工事業	<ul style="list-style-type: none"> 「建設技術管理法」による造景分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術取得者のうち、2人以上を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：2億ウォン以上 個人：2億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室
造景施設物 設置工事業	<ul style="list-style-type: none"> 「建設技術管理法」による造景分野の建設技術者または「国家技術資格法」による関連種目の技術取得者のうち、2人以上を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：2億ウォン以上 個人：2億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室
網構造物 工事業	<ul style="list-style-type: none"> 「建設技術管理法」による土木分野、建築分野、機械分野の建設技術者のうち、2人以上を含む 「国家技術資格法」による関連種目の技術取得者を2人以上含む 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：3億ウォン以上 個人：6億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室
鉄鋼材設置 工事業	<ul style="list-style-type: none"> 「建設技術管理法」による土木分野の「土木技師」または同分野の「中級技術者」のうち、1人を含む2人以上の土木分野の建設技術者 「建設技術管理法」による建築分野の「建築技師」または建築分野の「中級技術者」のうち、1人を含む1人以上の建築分野の建設技術者 「建設技術管理法」による溶接分野の建設技術者1人を含む2人以上の機械分野建設技術者。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：10億ウォン以上 個人：20億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 製作場 (作業場の建築物床面積が2,000㎡以上) 現図場 (長さ50m以上) クレーン (50t以上) 電気溶接機 (50KVA以上)
索道設置 工事業	<ul style="list-style-type: none"> 「建設技術管理法」による機械分野、土木分野、安全管理分野の建設技術者を、それぞれ1人以上 「国家技術資格法」による関連種目の技術取得者を2人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：3億ウォン以上 個人：6億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 クレーン (50t以上) 電気溶接機 (50KVA以上) 動力ウインチ 発電機
浚渫工事業	<ul style="list-style-type: none"> 3人以上の土木分野の建設技術者のうち、「建設技術管理法」による土木分野の「土木技師」または同分野の「中級技術者」のうち、1人を含む 2人以上の機械分野の建設技術者のうち、「建設技術管理法」による機械分野の「建設機械技師」または建設機械分野の「中級技術者」のうち、1人を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：10億ウォン以上 個人：20億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 曳舟 (200馬力以上) アンカーバージ船 (100馬力以上) 以下の浚渫船のうち、2種以上保有 <ul style="list-style-type: none"> - 式 Pump (2,000馬力以上) - Grab 式 (6㎡以上) - Dipper 式 (5㎡以上) - Bucket 式 (2,000馬力以上)
昇降機設置 工事業	<ul style="list-style-type: none"> 「国家技術資格法」による関連種目の技術取得者を2人以上含む 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：2億ウォン以上 個人：2億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室
ガス施設 施工業 第1種	<ul style="list-style-type: none"> ガス関連の業務に5年以上従事した経験を有するものであり、「国家技術資格法」による「ガス産業技師」以上の技術取得者1人以上を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：2億ウォン以上 個人：2億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 気密試験設備 内圧試験設備 自記圧力記録計

	<ul style="list-style-type: none"> 「建設技術管理法」による土木分野の建設技術者または「国家技術資格法」による「溶接産業技師」または「ガス技能士」の以上の技術資格を有するもののうち、1人を含む 下記の条件のいずれかに該当する者を1人以上含む <ul style="list-style-type: none"> 「国家技術資格法」による「電気溶接」、「ガス溶接」、「特殊技能士」または「配管技能士」以上の技術資格取得者 ガス関連業務に5年以上従事した経験を有するものであり、「韓国ガス安全公社」が実施する「ガス施工管理者養成教育」を履修したもの 		<ul style="list-style-type: none"> ガス漏出検知器 空気マスク、または、送空マスク ボルトおよびアンペアメーター 切縁抵抗測定器 (500V、1,000MM) 各種圧力計 標準温度計 その他測定器 <ul style="list-style-type: none"> 側微器試験 内・外径マイクロメーター ダイヤルゲージ 塗膜測定器など
ガス施設 施工業 第2種	<ul style="list-style-type: none"> 下記の条件のいずれかに該当する者を1人以上含むこと <ul style="list-style-type: none"> 「国家技術資格法」による「ガス技能士」¹⁴以上の資格取得者であり、韓国ガス安全公社が実施する「施工者養成教育課程」を履修した者 「韓国ガス安全公社」が実施する「一般施設安全管理者養成教育」と「施工者養成課程」を履修した者 「韓国ガス安全公社」が実施する「ガス施設施工管理者養成教育」を履修した者 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：2億ウォン以上 個人：2億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 気密試験設備 自記圧力記録計 ガス漏出検知器
ガス施設 施工業 第3種	<ul style="list-style-type: none"> 下記の条件のいずれかに該当する者を1人以上含むこと <ul style="list-style-type: none"> 「韓国ガス安全公社」が実施する「ガス施設設置施工管理者養成教育」を履修した者 暖房施工業第1種または同業第2種を持つ者であり、「韓国ガス安全公社」が実施する「温水ボイラー施工管理者養成教育」を履修し、「温水ボイラー施工養成課程教育」教育を履修した者 下記の条件のいずれかに該当する技術資格取得者であり、「韓国ガス安全公社」が実施する「温水ボイラー施工者養成教育」、または、「温水ボイラー施工管理者養成教育」を履修した者 <ul style="list-style-type: none"> イ、「国家技術資格法」による「ガス技能士」¹⁵または「温水オンドル」¹⁶技能士」以上の資格取得者 ロ、「韓国ガス安全公社」で実施する「一般施設安全管理者養成教育」、「都市ガス施設安全管理者養成教育」、「販売施設安全管理者養成教育」または「使用施設安全管理者養成教育」を履修した者 ハ、「暖房施工業」第1種または同業第2種を登録した者 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：2億ウォン以上 個人：2億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 気密試験設備 自記圧力記録計 ガス漏出検知器
暖房施工業 第1種	<ul style="list-style-type: none"> 「国家技術資格法」による関連種目の技術資格取得者または「建設技術管理法」による建設技術者のうち、 	<ul style="list-style-type: none"> 法人：2億ウォン以上 個人：2億ウォン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 水圧試験機 1台以上

¹⁴ 高圧ガス機械技能士補、高圧ガス化学技能士補、高圧ガス取扱い技能士補を含む

¹⁵ 高圧ガス機械技能士補、高圧ガス化学技能士補、高圧ガス取扱い技能士補を含む

¹⁶ 「オンドル」とは、「床暖房」をいう

	<p>2人以上</p> <p>※当分野の建設技術者は、関連分野の工事实務に3年以上従事し、「産業通商資源部¹⁷⁾」長官または「国土交通部¹⁸⁾」長官が定める一定の教育を履修した者で代替できる</p> <p>※「ガス用ボイラー¹⁹⁾」を施工しようとする者は、「国家技術資格法」によるガス分野の技術者1人以上と、気密試験設備、磁気圧力記録計、ガス漏出検知器を備えなければならない</p>		
暖房施工業 第2種	<p>・「暖房施工業 第1種」の技術能力資格に該当する者1人以上</p> <p>※当分野の建設技術者は、関連分野の工事实務に3年以上従事し、「産業通商資源部」長官または「国土交通部」長官が定める一定の教育を履修した者で代替できる</p>	<p>・法人：2億ウォン以上</p> <p>・個人：2億ウォン以上</p>	<p>・事務室</p> <p>・水圧試験機 1台以上</p>
ガス施設 施工業 第3種	<p>・「国家技術資格法」による「セラミック技師」、「熱管理技師」、「金属技師」、「機械分野技師」、機械分野の「技能長」または金属分野の「技能長」以上の技術者のうち、1人以上</p> <p>※当分野の建設技術者は、関連分野の工事实務に3年以上従事し、「産業通商資源部」長官または「国土交通部」長官が定める一定の教育を履修した者で代替できる</p>	<p>・法人：2億ウォン以上</p> <p>・個人：2億ウォン以上</p>	<p>・事務室</p> <p>・ガス分析器 1台以上</p> <p>・光高温計 1台以上</p> <p>・熱電式、または、抵抗式であり、温度測定範囲が 1,200℃以上の温度測定器 1台以上</p> <p>・温度測定範囲が 300℃以下の表面温度測定器 1台以上</p> <p>・側微器試験およびマイクロメーター1式以上</p> <p>・圧縮強度試験機 1台以上</p> <p>・耐火度測定器 1台以上 (韓国産業規格の規定による耐火度試験に適合するもの)</p>
施設物維持 管理業	<p>・「建設技術管理法」による土木分野または建築分野の建設技術者のいずれかを4人以上含む</p>	<p>・法人：3億ウォン以上</p> <p>・個人：3億ウォン以上</p>	<p>・事務室</p> <p>・事務室</p> <p>・肉眼検査</p> <p>- 拡大鏡</p> <p>- 望遠鏡</p> <p>- カメラ</p> <p>- ビデオカメラ</p> <p>- 亀裂幅測定顕微鏡</p>

¹⁷⁾ 日本の「経済産業省」に相当

¹⁸⁾ 日本の「国土交通省」に相当

¹⁹⁾ 「エネルギー利用合理化法」第39条第1項による検査対象機器に限る

		<ul style="list-style-type: none"> ・非破壊試験 <ul style="list-style-type: none"> - 反発硬度測定器 - 音波による測定装置 (トンカチ、チェーン) - 超音波による測定装置 ・磁気感応検査 <ul style="list-style-type: none"> - コンクリート被服測定装置 ・電気による腐食検査 <ul style="list-style-type: none"> - コンクリート電気抵抗測定装置 (resistivity) - 電位差測定装置 (half cell potential)
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出所：「建設産業基本法施行令」の（別表 1）から抜粋

上記表の基準における詳細事項は、以下の通りである。

図表 13. 建設業登録基準の詳細事項

基準	内容
技術能力	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業登録の「技術資格取得者」（技術者）は常時勤務する者であり、「国家技術資格法」により、その資格が停止された者、もしくは「建設技術管理法」により、業務停止処分を受けた者を除く。 ・「国家技術資格法」による建設関連種目の技術資格取得者の範囲は、国土交通部長官の定めによるものとする。 ・（建設業登録基準上の）「国家技術資格法」による建設関連種目の技術資格取得者は、「勤労者職業能力開発法」が定める職業能力訓練施設で、6 カ月以上関連分野における職業訓練課程を修了したもの、あるいは、関連分野工事の実務に 5 年以上従事し、国土交通部長官が指定した協会などの業界団体から、その能力が認定された者であれば、国家技術資格取得者を代替できる。 ・外国人建設技術者の技術資格は、当事者の技術資格または学歴および経歴を認めるものとするが、「建設技術管理法施行令」第 4 条（別表 1）の学歴、経歴または建設技術者の認定範囲を準用するものとし、韓国建設技術人協議会の審査および確認を行わなければならない。加えて、「出入国管理法施行令」第 12 条（別表 1）の商社駐在、企業投資または貿易経営の滞在資格を持つものでなければならない
資本金 ²⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社以外の法人の場合には「出資金」を資本金と見なす。 ・総資産から総負債を引いた金額が資本金より大きい場合は、総資産から総負債を引いた金額自体を資本金と見なす。この場合、総資産と総負債の算定は「株式会社の外部監査による法律」第 13 条の規定の会計処理基準によるものとする。 ・専門建設業の「室内建築工事業」、「左官、防水、組積工事業」、「石工事業」、「塗装工事業」、「金属構造物、建具工事業」を行おうとする者が、「国家技術資格法」による建築分野の技能長を有している場合には、当該業種の最低資本金の基準を 2 分の 1 に軽減する。
施設装備	<ul style="list-style-type: none"> ・（建設業登録基準における）装備のうち、「建設機械管理法」その他法令の適用を受ける装備は同法令により自己所有にて登録したものでなければならない。 ・（建設業登録基準における）装備は、それと同等以上の性能があると認定されるもので代替できる。

²⁰ 個人の場合、営業用資産評価額

	<p><事務室の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(建設業登録基準における)事務室は、「建築法」その他法令に適合する建物でなければならない。 ・(建設業登録基準における)事務室は、建設業登録をしようとする市・都内になければならない。 ・事務室は最低専用面積に関しては、別途と定められていない。 ・事務室は、建設業を営む以外の目的で使用してはいけない。 ・他企業の事務室とは、壁にて区分された独立事務空間であること。 <p>- 建設業者が多数の業種を有する、あるいは他業種の建設業を追加登録申請する場合に限り、事務室の重複使用を許容する</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出所：「建設産業基本法施行令」の(別表1)から抜粋

<提出書類(韓国企業の場合)>

建設業登録に必要な提出書類は、総合建設業と専門建設業でほぼ同じで、各業種が必要とする資格や人員に関する書類が多少異なる程度である。以下に、韓国企業が建設業登録に必要な提出書類をまとめた。

図表 14. 建設業登録における提出書類(韓国企業の場合)

区分		提出書類
申請書	共通	・建設業登録申請書 ²¹
役員関連書類	共通	・役員人的事項
	法人	・法人登記事項全部証明書(原本、抹消事項含む)
建設技術者保有現況	個人	・事業者登録証
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・建設技術者保有現況表(申請者作成) ・建設技術者保有証明書²²(原本) ・技術者資格証または建設技術経歴証明書 ・雇用契約書 ・雇用保険加入者名簿(リスト) <p>(「雇用保険法」の適用除外の勤労者の場合、国民年金保険、国民健康保険、産業災害保険の加入証明書にて代替)</p>
建設工事用施設・装備保有現況(専門建設業)	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事用装備保有現況表(申請者作成) ・製作場、現図場の建物登記簿謄本(鉄鋼材設置工事業の場合、工場登録原簿も添付) ・装備登録原簿、検査証 ・装備の写真 <p>- 鉄道軌道工事業、水中子事業、鉄鋼材設置工事業、索道設置工事業、浚渫工事業のみ</p>
資本金立証書類	既存法人	<ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書(原本) ・財務諸表証明願(原本) ・財務管理状態診断報告書(原本) <p style="text-align: right;">左記のうち、いずれか</p>

²¹ 「建設産業基本法施行規則」別紙第1号書式による

²² 「韓国建設技術人協会」により発行されたもの

	新設法人	<ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書（原本） ・財務管理状態診断報告書（原本） ・開始財務状態表および資産立証書類 <p style="text-align: right;">左記のうち、いずれか</p>
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・営業用資産明細書とその証憑書類
保証可能	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・保証可能金額確認書（原本）
事務室立証書類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室位置図および平面図（面積表示） ・事務室内・外部の写真 ・建物登記簿謄本（原本）、建築物台帳（用途変更の際）
	賃貸	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産賃貸借契約書
	再賃貸借（転貸）	<ul style="list-style-type: none"> ・再賃貸借契約書（転貸借契約書） ・大屋の再賃貸同意書（印鑑捺印および印鑑証明書添付） ・転貸者の事業者登録証
	その他	
保有業種	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・他建設業種の保有業種申告書および保有業種登録証
清廉誓約書	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・清廉誓約書
事業者登録証	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者登録証
その他	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング・グラウト工事業が地下水開発・利用施工業を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> - 各市・道の水質保全課、上水道担当係に別途登録要²³ - 地下水開発・利用施工業登録申請書 - 施設・装備に関する現況書類（所有、または、賃貸の事実を確認できる書類）

出所：大韓建設協会「総合建設業登録案内」（2012. 12. 18 配布）、大韓専門建設業協会ウェブサイト

< 提出書類（外国企業の場合） >

登録申請に関する提出書類は韓国語での記入が原則である。外国本社の登記関連書類、定款、沿革などの書類も、翻訳公証を受けて提出しなければならない。

²³ 「地下水法施行令」第32条第3項

図表 15. 建設業登録における提出書類（外国企業の場合）

業種区分	業務内容
役員関連書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国本社の登記簿謄本（翻訳公証後提出） <ul style="list-style-type: none"> - 商号、本社所在地、資本金、代表者は、該当欄に赤色でアンダーライン記入 ・ 国内営業所の登記簿謄本も提出²⁴ - 合資会社の場合、必ず出資金の合資金額を登記簿余白に明示
建設技術者 保有現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国に主な営業所を有する外国人の場合、図表 12. 建設業登録基準]の基準を満たす建設技術者に関する下記の関連書類を、駐在国韓国大使館または駐韓大使館の領事確認を受け、韓国建設技術人協会による審査および確認後に提出する <ul style="list-style-type: none"> - 履歴書 - 資格認定証明書（写本） - 学歴証明書（大学卒業証明書など） - 実務経歴証明書（工事契約書写本など）、外国人登録事実証明願 - 滞留資格を有する者であることの立証書類²⁵
資本金 立証書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国企業の場合、前年度の財務諸表提出 - 外国会計法人による監査を受けた場合、韓国の公認会計法人による確認後、韓国語で提出
その他書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国本社の定款と沿革（翻訳公証後提出）

出所：大韓建設協会および大韓専門建設業協会のホームページ

²⁴ 「商法」第 614 条による

²⁵ 「出入国管理法施行令」第 12 条（別表 1）による商社駐在、企業投資、貿易経営のための滞留資格（法務部出入国管理事務所により発行されたもの）

III. 税制度

1. 海外企業の直接受注時に適用される税金の種類

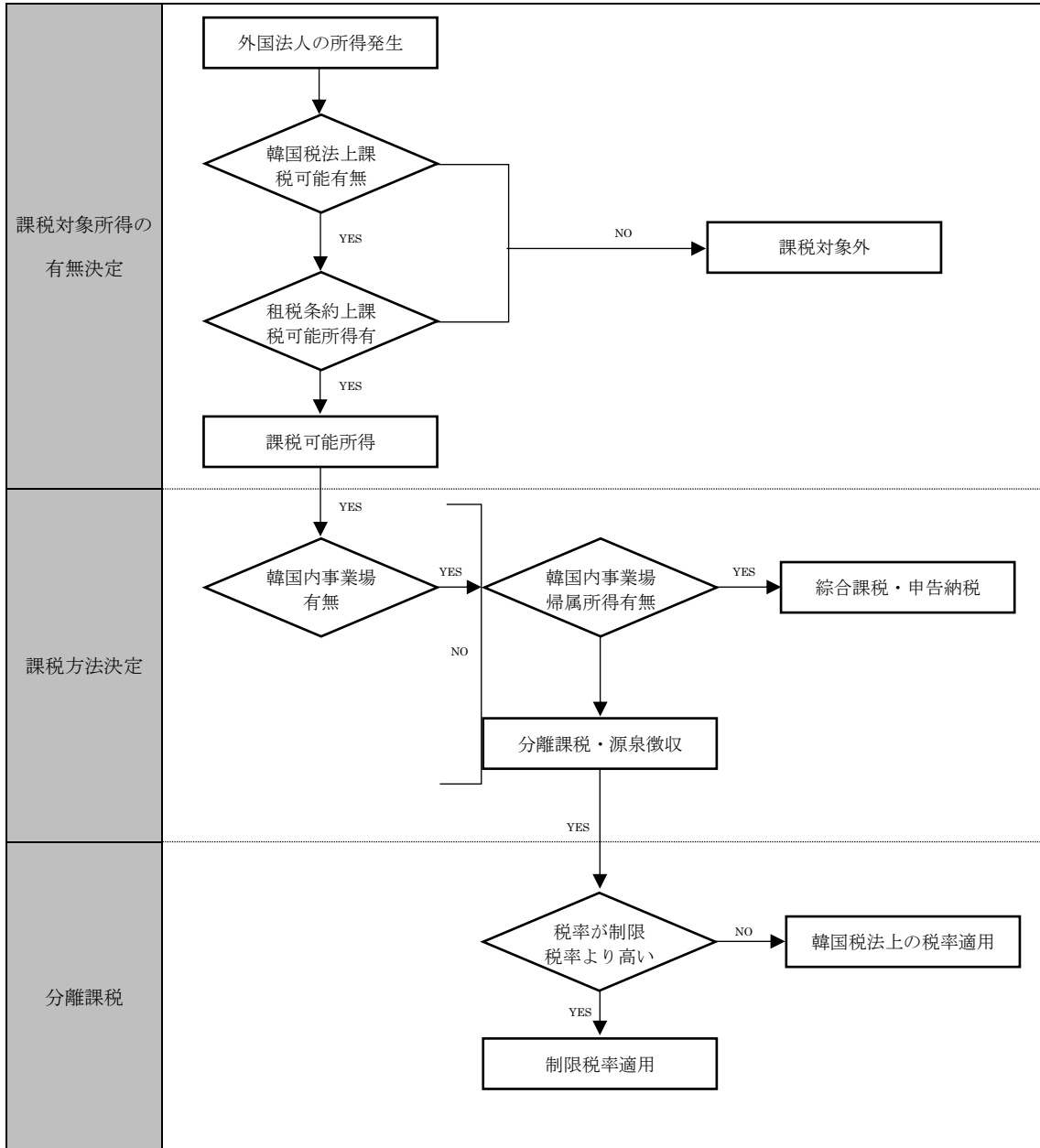
外国法人は、韓国内源泉所得に対する法人税を納める義務が定められている（「法人税法」第 93 条）。日本と韓国の間では、租税条約が締結されているため、韓国内に事業場を持たない日本企業が韓国内で直接受注し、事業による所得を得た場合には、韓国の「法人税法」第 93 条第 5 号「事業所得」に該当し、課税対象にならない。

ただし、「建築、建設、機械装置などの設置・組立てなどの作業や同作業の指揮・監督などにおける用役提供と同法第 93 条第 6 号人的用役所得による用役提供」の場合、韓国内の源泉所得となり、源泉徴収の対象になる（同法同条第 8 項）。

また、建設業の場合、CM 契約を除き、受注を伴う契約を履行するには、「建設産業基本法」による建設業登録をし、韓国内営業所設立をする必要があるため、支社または現地法人が納税しなければならない。

なお、租税条約締結国家に対する外国法人の課税体系および方法は以下の通りである。

図表 16. 外国法人の法人税課税体系



出所：韓国国税庁国税法令情報システム「外国人法人納税案内（2012）」

図表 17. 租税条約締結国家に対する外国法人の課税方法

源泉所得の区分		韓国国内事業場を持つ外国法人	韓国内に事業場などを持たない外国法人	
第 5 号	事業所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰属主義 - 国内事業場に帰属する所得のみ申告納税・総合課税 - 帰属しない所得：課税除外 	・ 課税除外	
第 1 号	利子所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内事業場帰属分 - 租税条約上、制限税率が適用されず申告納税・課税 ・ 国内事業場に帰属しない所得 - 租税条約上、制限税率を限度とし、源泉徴収・分離課税 	・ 租税条約が定める税率を制限税率とし、源泉徴収・分離課税	
第 2 号	配当所得			
第 8 号	使用料所得			
第 3 号	不動産賃貸所得	・ 申告納税・総合課税	・ 申告納税・総合課税	
第 7 号	譲渡所得	・ 申告納税・総合課税	・ 源泉徴収（10%、20%）・申告納税	
第 4 号	船舶などの賃貸所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内事業場帰属分 - 租税条約上、制限税率が適用されず申告納税・総合課税 ・ 国内事業場に帰属しない所得 - 租税条約上、制限税率を限度とし、源泉徴収・分離課税 	分離課税 ・ 源泉徴収	・ 2%
第 6 号	人的用役所得			・ 20%
第 9 号	有価証券譲渡所得			・ 10%、20%
第 10 号	その他所得			・ 20%

出所：韓国国税庁国税法令情報システム「外国人法人納税案内（2012）」

2. 恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) 認定の基準

韓国では「固定事業場」が、恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) を意味する。

固定事業場とは、企業の事業を全面的にまたは、部分的に遂行する固定された事業場所をいう。「管理場所」（連絡事務所が代理店を管理する場合など）、「支店」、「事務所」、「工場」、「作業場」、「鉱山」、「油田」、「ガス井」、「採石場」または「天然資源の採取場所」が固定事業場として認められる（「韓日租税条約²⁶」第 5 条、1999 年 11 月 22 日発効）。

ただし、租税条約上、固定事業場では、企業活動における本質的な事業活動が行われることを前提としており、財貨や商品の保存、展示、引渡など、補助的な活動を目的とする

²⁶ <http://goo.gl/cIChfk> (韓国国税法令情報システム)

場所は固定事業場として認められない²⁷。

建設業の場合、建築場所、建設・設置工事、またはこれと関連した監督活動であり、場所、工事または活動が6カ月を超えて存続する場合には、固定事業場を構成する²⁸と定められる。

3. 海外企業の直接受注時の納税手続き

建設業の場合、韓国内営業所を持たない外国法人が、CM用役を受注した場合、課税対象から除外される。しかし、韓国内で建設・据え付け工事、補修作業などを受注し、履行するには建設業登録を行い、韓国内拠点を設置し、管轄税務署に事業者登録をしなければならない。

一方、建築、建設、機械装置などの設置・組立てなどの作業や同作業の指揮・監督などの用役提供と「法人税法」第93条第6号人的用役所得による用役提供の場合、韓国内での源泉所得となり、源泉徴収が行われる。

²⁷ 「韓日租税条約」第5条第4項

²⁸ 「韓日租税条約」第5条第3項

IV. その他留意点・参考情報

1. EPA

日韓経済連携協定（EPA）および自由貿易協定（FTA）は、2003年10月、締結交渉を開始したが、農林水産分野での意見対立と両国の歴史問題などが原因で、翌2004年11月に交渉が中断された。それ以降、日韓経済協会、日韓国会議員、日韓首脳など、各界各層による交渉再開に向けた協議や議論がほぼ毎年行われているが、交渉再開の見込みは不透明な状況である。

2. 租税協定との整合性

日本と韓国は、両国における二重課税を防止のための「日韓租税条約²⁹」を締結している。加えて、日本と韓国のいずれかで免税または減税された税額分は、両国間で同様に認められる³⁰。

3. 法改正の動き

建設業に関する主要法令を定める「建設産業基本法」は、2014年2月7日に改正案が施行された。同改正案は、これまでに韓国の民間工事部門の契約で、慣例的に行われてきた不公正な契約条件を防止する内容を主要骨子としており、現行法にはなかった以下の規制条項が新設された。

1. 発注先が施工企業に対し契約履行保証を要求する際には、施工企業も発注先に対し、「工事代金支給保証」や「担保提供」を要求できる³¹
2. 契約金額と期間変更の不認定、契約締結前に予測が困難であるか、具体的な決定事項のない工事内容に関する責任転嫁、損害賠償の責任と過度な軽減または加重などを規定した不平等な特約など、建設工事の請負契約で、当事者一方にとって明白に不平等な場合は、その部分に限り契約を無効化する³² など

²⁹ 1970年3月に議決、同年10月に発効（韓国では「韓日租税協定」という）

³⁰ 日本の「所得税法」第44条の2、韓国法人税法第57条3項

³¹ 「建設産業基本法」第22条の2

³² 「建設産業基本法」第22条第3項、同条第5項

V. 問い合わせ先リスト (名称、連絡先、ウェブサイト)

1. 関係官庁

■ 国土交通部 建設経済課	
・「建設産業基本法」に関する業務担当	
住所	11 Doum 6-ro, Government Complex-Sejong, Sejong-si 339-012
電話	+82-44-201-3514 (韓国語対応)
Homepage	http://goo.gl/V81x42 (日本語翻訳ページ)

■ 国土交通部 建設技術政策課	
・「建設技術管理法」に関する業務担当	
住所	11 Doum 6-ro, Government Complex-Sejong, Sejong-si 339-012
電話	+82-44-201-3555 (韓国語対応)
Homepage	http://goo.gl/ReYYOT (日本語翻訳ページ)

■ 大韓貿易投資公社 (KOTRA) Invest Korea	
・韓国における投資および進出支援事業担当	
住所	13, Heolleung-ro, Seocho-gu, Seoul, 137-749, KOREA
電話	+82-2-1600-7119(多国語対応)
Homepage	http://www.investkorea.org/ikwork/iko/jpn (日本語)

■ 韓国産業人力公団	
・国家技術資格制度の企画、施行、管理など	
住所	K. O. M. A Bldg., 21, Baekbeom-ro 31-gil, Mapo-gu, Seoul, Korea
電話	+82-2-1644-8000 (韓国語対応)
Homepage	http://www.hrdkorea.or.kr/ENG (韓国語)

■ 法務部 出入国・外国人政策本部 「外国人総合案内センター」	
・外国人の出入国、滞留、ビザなどにおける政策管理	
住所	Building#1, Government Complex, Gwacheon, Junang-dong1, Gwacheon-si, Kyunggi-do
電話	+82-2-6908-1345~6 (多国語対応)
Homepage	http://goo.gl/Ho0k8z (韓国語)

■ 国税庁	
・事業者登録、税務など	
住所	86, Jongno 5-gil, Jongno-gu Seoul, 110-705, Republic of Korea.
電話	+82-2-1588-0560 (多国語対応)
Homepage	http://www.nts.go.kr/eng (英語)

2. 関係団体

■ 大韓建設協会	
・総合建設業の登録、総合建設業に関する法令、制度、施策などの調査研究、育成など	
住所	7~8F, 71-2, Nonhyun-dong, Kangnam-gu, Seoul, 135-701, Korea.
電話	+82-2-3485-8200 (韓国語対応)
Homepage	http://www.cak.or.kr (韓国語)

■ 韓国専門建設協会	
・専門建設業の育成、専門建設業に関する法令、制度、施策などの調査研究など	
住所	18F, 15, Boramaero-gil, Dongjak-gu, Seoul, Korea
電話	+82-2-3284-1050~1060 (韓国語対応)
FAX	+82-2-3284-1044~5
Homepage	http://www.kosca.or.kr (韓国語)

■ 韓国建設技術人協会	
・建設技術者の証明発行、確認、審査、経歴管理など	
住所	238-5, Nonhyun2-dong, Gangnam-gu, Seoul, 135-830, Korea
電話	+82-2-1577-5455 (韓国語対応)
Homepage	http://www.kocea.or.kr (韓国語)

別添 建設業の各業種および業種別業務内容

別添 1： 総合建設業の各業種と業種別業務内容

業種区分	業務内容	建設工事の例
土木工事業	・総合的な計画・管理および調整により、土木工作物の設置や土地を造成・改良する工事	・道路、港湾、橋梁、鉄道、地下鉄、空港、灌漑水路、発電、ダム、河川などの建設 ・宅地造成、敷地の造成工事 ・干拓・埋め立て工事など
建築工事業	・総合的な計画・管理および調整により、土地に定着する工作物のうち、屋根および柱（もしくは壁）を有するものとこれに付随する施設を建設する工事	-
土木建築工事業	・「土木工事業」と「建築工事業」の業務内容に属する工事	-
産業・環境設備工事業	・総合的な計画・管理および調整により、産業の生産施設、環境汚染を、予防・除去・減縮する、あるいは環境汚染物質を処理・再活用するための施設 ・エネルギーなどの生産・貯蔵・供給施設などを建設する工事	・製鉄、石油化学工場などの産業生産施設工事 ・焼却場、水処理設備、環境汚染防止施設、下水処理施設、廃水終末処理施設、中水道および下・廃水処理水再利用施設などの環境施設工事 ・発電所設備工事など
造景工事業	・総合的な計画・管理および調整により、樹木園、公園、緑地、造林など、景観および環境を造成・改良する工事	・樹木園、公園、林、生態公園などの造成工事

出所：「建設産業基本法施行令」の[別表 1]より抜粋

別添2： 専門建設業の各業種と業種別業務内容

業種区分		業務内容	建設工事の例
室内 建築 工事業	室内建築 工事	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の内部を用途と機能に合わせ、建設する室内建築工事 室内空間の仕上げのために、構造体・什器などを製作または設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 室内建築工事 室内空間の構造体製作および仕上げ工事 その他什器などの製作および設置する工事 <p>など</p>
	木材建具 ・ 木材 構造物 工事	<ul style="list-style-type: none"> 木材で作られた窓を建築物などに設置する工事 木材構造物・工作物などを築造または、装置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 木材建具工 木材などを使用した間仕切り工事 木材構造物・工作物などを築造または装置する工事 <p>など</p>
土工事業		<ul style="list-style-type: none"> 土地を掘削する、あるいは土砂などで地盤を造成する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、盛り土、切土、土留などの工事 鉄道線路バラスト工事 廃棄物埋立地での掘削・選別・盛り土工事 <p>など</p>
左官 ・ 防水 ・ 組積 工事業	左官工事	<ul style="list-style-type: none"> 構造物などに、モルタル、プラスター、漆喰、土などの塗装 内・外壁および床などに成型断熱材、軽量断熱材などを接着する、あるいはスプレーコートでの仕上げを行う工事 	<ul style="list-style-type: none"> 一般左官工事、左官モルタル工事、合成樹脂モルタル工事、吹付工事、目地工事 断熱材接着および吹付工事 見出しおよびコーキング工事 耐火充填工事 <p>など</p>
	タイル 工事	<ul style="list-style-type: none"> 構造物などに、粘土や陶土で作られたタイルを貼る工事 	<ul style="list-style-type: none"> 内・外装タイル張り工事 モザイク、テラコッタタイル、合成樹脂系タイル工事 <p>など</p>
防水工事		<ul style="list-style-type: none"> アスファルト、シーリング材、エポキシ、セメントモルタル、合成樹脂などを使用し、土木・建築構造物、産業設備および廃棄物埋め立て施設などに、防水・防湿・漏水防止の施工を行う工事 	<ul style="list-style-type: none"> 防水工事、エポキシ工事、防湿工事、塗膜工事、漏水防止工事 <p>など</p>
組積工事		<ul style="list-style-type: none"> 構造物の壁体や基礎などを、セメントレンガやレンガなどの材料を、それぞれモルタルなどの接着剤で付着させる、装置する、あるいは積工事または築造する工事 	<ul style="list-style-type: none"> セメントレンガ・レンガ積工事、レンガ付着工事 <p>など</p>
石工事業		<ul style="list-style-type: none"> 石材を使用し、施設物などを施工する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 建物外壁などでの石材工事 床、壁体などでの張り石工事 歩道、広場などでの石畳み工事 積石などの石積工事 <p>など</p>
塗装工事業		<ul style="list-style-type: none"> 施設物に下塗りをし、塗料などをブラシ、ローラー、機械などを使用して塗装する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 一般塗装工事、吹付工事 車線塗色工事 噴射表面処理工事

			<ul style="list-style-type: none"> ・全天候型競技場塗装工事 ・腐食防止工事 <p style="text-align: right;">など</p>
足場 ・ 構造物 解体 工事業	足場工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物などを建築するために、足場を設置する、あるいは高所での重量物据え置きなどを行う工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般足場工事、足踏み板仮設工事、ビーム運搬・挙上工事、特殊重量物設置工事 ・その他高所で行われる工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	パイル 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・杭打ちによる「パイル」や「サンドパイル」などの設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイル・サンドパイル工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	構造物 解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物などを解体する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物および構造物などの解体工事 <p style="text-align: right;">など</p>
金属 構造物 ・ 建具 工事業	金属 構造物 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類構造体を使用し、建築物の天井、壁体、間仕切りなどを設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井、乾式壁体、鋼材壁体、軽量間仕切りなどの工事 <p style="text-align: right;">など</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・金属類構造体を使用し、道路、橋梁、トンネル、その他の場所に、安全施設、警戒施設、防護施設、防音施設などを設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガードレール、ガードケーブル、表示板、防護フェンス、落石防止網、落石防止柵、防音壁、防音トンネル、橋梁安全点検施設、バスステップ、道路交通安全施設物などの工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	建具 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・各種金属類を使用し、構造物および工作物を築造または設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、水タンク、水門設置、シャッター設置、屋外広告塔、格納庫ドア、梯子、鉄材フレーム、欄干、階段などの工事 <p style="text-align: right;">など</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・各種金属材、合成樹脂、ガラスなどで作られた窓または扉を、建築物などに設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・建具工事、バルコニー建具工事、外壁ガラス工事、カーテンウォール工事、排煙窓工事、防火戸工事、自動ドアおよび回転扉工事、電車や地下鉄のホームドア設置工事、ガラス工事 <p style="text-align: right;">など</p>
温室設置 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、園芸業などの温室設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、園芸業などでの温室設置工事と付帯設備工事 <p style="text-align: right;">など</p>	
屋根 板金 ・ 建築物 組立 工事業	屋根 ・ 板金 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦、スレート、金属板、アスファルトシングルなどで、屋根を設置する工事 ・建築物などに板金を設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事、屋根断熱工事、屋根装飾工事 ・板金工事、PVC加工付着工事、雨水ますおよび雨どい工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	建築物 組立 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工場で背蔵されたパネルと部品などで、建築物の内壁、外壁、フロアなどの組立工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドウィッチパネル、ALCパネル、PCパネル、セラミックパネル、アルミ複合パネル、サイディングパネル、クリーン複合パネル、セメントボードパネル、アクセルフロアパネルなどの工事 <p style="text-align: right;">など</p>

鉄筋・コンクリート 工事業		・鉄筋・コンクリートで、土木、または、建築構 造物および工作物などを築造する工事	・鉄筋加工および組立工事、コンクリート工事、 鋳型および銅張り工事、各種特殊コンクリート 工事、プレストレスコンクリート(PSC)構造物 工事、舗装設備による施工を行わない2車線未 満の農路、機械化耕作路などを、セメントコン クリートで舗装する工事 など
機械設備工事業		・建築物、プラント、その他工作物に「給排水、 衛生、冷暖房、エアコン、機械器具、配管設備 などの組み立てまたは設置する工事	・建築物など施設物に設置する給排水、換気、エ アコン、冷暖房、急湯、厨房、衛生、防音、防 塵、電磁波遮断設備工事 ・プラント内の配管、機械器具設置工事 ・機械設備を自動制御するための制御機器、知能 型制御システム、自動遠隔検針設備などの自動 制御工事 ・システムエアコン（GHP、EHP）工事 ・地熱冷暖房機器設置および配管工事 ・保温・保冷など、熱切縁工事 ・屋内給排水管改良・洗浄工事 ・舞台機械装置工事 ・自動倉庫設備工事 ・冷凍冷蔵設備工事 ・集塵機工事 ・鉄道機械信号、踏切遮断機工事 など
上 ・ 下 水道 設備 工事業	上水道 設備工事	・上水道、農・工業用水道などのための機器や水 道管を敷設する工事	・取水、浄水、送排水のための機器設置工事 ・上水道、農・工業用水道などの用水管設置工事 （屋内給排水設備工事を除く） ・各種変類、異形管設置工事 ・屋外スプリンクラー設置工事 など
	下水道 設備工事	・下水などを処理するための機器を設置する、あ るいは下水管を敷設する工事	・下水などの処理のための機器設置工事 ・下水・雨水管の敷設 （屋内給排水設備工事を除く） ・管の洗浄および更生工事 など
ボーリング・ グラウト工事業		・地盤、または、構造物などに穿孔する、圧力を 加え、補強材を設置する、あるいは漆喰などを 注入または、混合処理する工事	・ボーリング工事、グラウト工事、さく井工事 など
鉄道・軌道 工事業		・鉄道・軌道を設置する工事	・レール工事、レール溶接工事、分岐部工事、枕 木工事、道床工事、軌道臨時工事、線路遮断工 事、I ビームおよびガーダー設置工事、踏切歩 板工事 など

舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・瀝青材、またはコンクリート、透水コンクリートなどで、道路、滑走路、工場、団地、貨物積み下ろし場などを舗装する工事とこれの維持・補修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトコンクリート舗装工事、セメントコンクリート舗装工事、有色・透水コンクリート舗装工事、補修工事、頒布設置工事 <p style="text-align: right;">など</p>
水中工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水中にて人員・装備などを使用し、水中や海底の施設物を設置する、あるいは支障物を解体する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・水中岩石破碎工事、水中構造物設置および解体工事 ・係船浮標および水中作業が要求される航路表示設置工事 ・水中構造物防蝕工事 ・海底ケーブル工事 <p style="text-align: right;">など</p>
造景植栽工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・造景樹木、芝、草花類などを植栽する、あるいは維持・管理する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・造景樹木、芝、自費植物、端草類などの植栽工事および土壌改良工事 ・受粉、特殊植栽工事および維持・管理工事 ・造景植物の樹勢回復工事および維持・管理工事 <p style="text-align: right;">など</p>
造景施設物設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・造景のための造景石、人工木、人工岩などを設置する、あるいは室外椅子、パーゴラなどの造景施設物を設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・造景石、人工木、人工岩、人工芝などの設置工事 ・室外椅子、パーゴラ、アトラクション、運動器具、噴水などの設置工事 <p style="text-align: right;">など</p>
鋼構造物工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁およびこれと類似した施設物を建設するために、鉄構造物の組立て・設置工事を、下請けにより施工を行う工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁などの鉄構造物を、下請けによる組立て・設置を行う工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物を建築するために、鉄構造物を組立て・設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の徹構造物設立・設置工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他各種鉄構造物工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道専用鋼材陸橋設置工事、鉄塔工事、閘門およびダムの水門設置工事など <p style="text-align: right;">など</p>
鉄鋼材設置工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁およびこれと類似した施設物を建設するために、鉄構造物を製作し、組み立て・設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁などの鉄構造物の製作・組み立て工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物を建築するために、鉄構造物を組み立て・設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の鉄構造物の組み立て・設置工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ダムの水門およびこれと類似した施設を建設するために、鉄構造物を組み立て・設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ダム水門設置工事 <p style="text-align: right;">など</p>
索道設置工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・索道を新設・解説・維持補修または除去する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ、リフトの設置工事 <p style="text-align: right;">など</p>
浚渫工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、港湾などの水底を、浚渫船などの装備を活用し、浚渫する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、航路、運河および河川の工事 <p style="text-align: right;">など</p>
昇降機設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物および交差点に付着され、人や貨物を運搬に使用する昇降設備の設置・解体・交替・性 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客、貨物、建設工事用エレベーターおよびエスカレーターの設置工事、動くボード設置工事

	能改善などを行う工事	・機械式注射設備工事 など
ガス施設施工業 (第1種)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ガス施設施工業」第2種および第3種の業務内容 ・都市ガス供給施設の設置・変更工事 ・液化石油ガスの充填施設、集団供給施設、貯蔵所施設の設置・変更工事 ・都市ガス施設のうち、特定ガス使用施設の設置・変更工事 ・貯蔵能力500kg以上の液化石油ガス使用施設の設置・変更工事 ・高圧ガス配管の設置・変更工事 	-
ガス施設施工業 (第2種)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ガス施設施工業」第3種の業務内容 ・都市ガス施設のうち、特定ガス使用施設以外のガス使用施設の設置・変更工事 ・都市ガスの供給管と内管が分離される部分以降の補修工事 ・配管に固定設置されるガス用品の設置工事およびその付帯工事 ・貯蔵能力500kg未満の液化石油ガス使用施設の設置・変更工事 ・液化石油ガス販売施設の設置・変更工事 	-
ガス施設施工業 (第3種)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事予定金額が1,000万ウォン未満の下記の工事 <ul style="list-style-type: none"> - 都市ガス使用施設のうち、温水ボイラー、温水器およびその付帯施設の設置・変更工事 - 液化石油ガス使用施設のうち、温水ボイラー、温水器およびその付帯施設の設置・変更工事 	-
暖房施工業 (第1種)	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー利用合理化法」第37条による「特定熱使用機資材」のうち、鋼鉄材ボイラー、鋳鉄材ボイラー、温水ボイラー、練炭用温水ボイラー、蓄熱式電気ボイラー、太陽熱集熱機、1種圧力容器、2種圧力容器の設置と、これに付帯する配管・洗管工事 ・工事予定金額2千万ウォン以下の床暖房設置工事 	-
暖房施工業 (第2種)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定熱使用機資材のうち、太陽熱集熱機、5万kcal/h以下の温水ボイラー、練炭用温水ボイラーの設置およびこれに付帯する配管・洗管工事 ・工事予定金額2千万ウォン以下の床暖房設置工事 	-

暖房施工業 (第3種)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定熱使用機資材のうち、セラミック排気管や金属排気管の設置工事 	-
施設物維持 管理業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設物の完工以降、その機能を管理し、利用者の利便と安全性を保つために、施設物における日常点検・整備、改良・補修・補強をする工事 ・当業では下記の工事は除く <ul style="list-style-type: none"> - 建築物の場合、増築、改築、再築、大補修工事 - 建築物を除くそれ以外の施設物の場合、増設や拡張、主要構造部の解体後補修、補強、変更を行う工事 - 専門建設業種のうち、1種の業務内容のみで行われる建築 	-

出所：「建設産業基本法施行令」（別表1）より抜粋

（上記表の専門建設業を登録した者は、完成した施設物のうち、当該業種の業務内容に該当する建設工事に対し、復旧、改良、補修、補強などの工事を遂行することができる）。

建設・工事に関する制度（韓国）

2013年12月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2013 JETRO. All rights reserved.